

第150期学理公示第2号

2026年4月18日

東京大学教養学部学友会学生理事会

議長 ■ ■ ■ ■ ■

部室内で酒類を保管した団体に対する処分について

当理事会は、部室内で酒類を保管した団体に対して以下の措置を講じたため、これを公示する。

記

1 競技ダンス部

当該団体は、2月12日以降キャンパスプラザB棟106号室において酒類を大量に保管していた。当理事会としては、このような部室利用は不適切であると判断するものの、発見時の状況及び当該団体の弁明を総合的に勘案した結果、部室内での飲酒が実際に行われたと断定し得る証拠は認められなかった。以上を踏まえ、3月29日付で嚴重注意とした。

以上